

令和元年7月吉日

SAS スクリーニング検査  
検査・医療機関 ご担当者様

公益社団法人全日本トラック協会  
交通・環境部

## SAS スクリーニング検査助成制度における 助成の適用対象となる検査の内容について

平素は、当協会の事業運営に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当協会の睡眠時無呼吸症候群（以降、「SAS」という。）スクリーニング検査助成制度は、当協会または都道府県トラック協会から指定を受けた検査・医療機関が、一定の内容の検査を実施した場合に、助成の適用対象としているものですが、今般、一部の医療機関から、助成の適用対象とならない検査を実施するものとして記載された書類の提出がありました。

このため、助成の適用対象となる検査の内容について、改めて下記のとおりお知らせいたしますので、各医療機関におかれましては、ご確認いただくとともに、提出内容に修正が必要と考えられる場合には、修正の上、再提出を行っていただくようお願い申し上げます。

### 記

- 当協会では、助成対象となる SAS スクリーニング検査を次の通り定義しています。  
・トラック運転者の「睡眠時無呼吸症候群（SAS）」スクリーニング検査助成制度交付要綱（抄）

第4条 助成対象となる検査は、SAS スクリーニング検査のうち健康保険適用外である次に掲げる検査とする。

- (1) 第1次検査（簡易アンケートによるチェック、解析、判定）
- (2) 第2次検査（フローセンサ法やパルスオキシメトリ法等による簡易スクリーニング検査）

- 医療機関が検査を保険診療で行った場合については、助成の適用対象外となります。

- 医療機関が終夜睡眠ポリグラフィー検査及び簡易型 PSG 検査を行った場合には、助成の適用対象外となります（上記「簡易スクリーニング検査」には、終夜睡眠ポリグラフィー検査（精密検査）及び簡易型 PSG 検査は該当しないため）。

以上

第2次検査を保険診療で行った場合に助成を適用しない理由について（参考）

○第2次検査については、診療報酬点数表（区分 D223-2）により、医療機関がいわゆるパルスオキシメーターを患者に貸し出す等により検査を行った場合は、診療報酬点数を算定することができ、保険診療とすることができるとされていますが、当該検査が保険診療で行われた場合は、当協会は助成の適用対象外としております。その理由は次のとおりです。

- ・本助成金は、あくまで自由診療として実施されるスクリーニング検査について、その費用の一部を助成することにより、会員事業者における SAS スクリーニング検査の受診を促進することを目的としているところ、当該検査を保険診療で受診する場合は、すでに保険制度により受診者の検査費用の負担が軽減されていること。
- ・保険診療においては、SAS スクリーニング検査にかかる診療報酬点数のみならず、初診時または再診時の診療報酬点数や、他の診療等にかかる診療報酬点数等が算定されることが想定され、その場合に当協会が助成対象とすべき診療等の範囲や金額を特定することが困難であること。
- ・本助成金は、会員事業者（法人）が自社の従業員に SAS スクリーニング検査を受診させた場合に、トラック協会から会員事業者（法人）に対して交付するものであるところ、健康保険の被保険者等（個人）が検査を受けた際には、医療機関から当該個人宛に領収書が発行されることとなり、助成金交付にかかる事務手続き上、助成金の交付を受けようとする事業者と当該個人の関係性を確認することが困難であること。

※なお、健康保険法第1条では、いわゆる労災以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行う旨が規定されているところですが、スクリーニング検査はあくまである疾病の疑いの有無を発見するための検査であると考えます。

以 上